

陳情番号	陳情第3号	受理日	令和元年9月4日
件名	宮水保全条例の一部改正を求める陳情		
陳情者	住所	西宮市石在町	氏名(団体名) 西宮市石在町環境を守る会 代表 堀 徹 ほか1団体

陳情趣旨

平成30年12月市議会民生常任委員会にて審議していただいたが、残念ながら不採択であった。石在町自治会等の1,000余名の署名を添えて提出した。本来なら再開発の地下水脈に対する影響を未然に防ぐための条例の一部改正を諮ることのお願いですので建設常任委員会にて審議していただくのが妥当であったかと存じ一部改編のうえ提出します。

さて、一昨年標記の条例の改正がなされているが、不十分な点がある。

開発事業の際に、施工業者が調査を実施して、宮水保存調査会との協議をすることが条例化されています。ところがその調査の事前の近隣への説明とその調査結果が非公開のために、近隣住民には宮水の枯渇や汚濁が生じるか竣工後でないと一切わかりません。条例に従うことは義務付けないので、強制力もありません。

一企業それも特に市外業者の収益のための開発事業により、宮水の汚濁・枯渇が生じても近隣住民がその被害を甘んじて受けるしかないのでしょうか。石在町では2から3メートル下が地下水脈である。震災のときは、命の水として非常に助かりました。その後防災対策課が震災時協力井戸として市民の善意で協力を承諾しています。今では、それも曖昧になっている。市行政の継続性の欠如かと思います。

そのように貴重な水源が、一企業の収益事業の犠牲になることは許されない。

都市ブランド発信課に生活用水としての保全について訊ねたが、生活用水の水としての保全

は考えていないとの回答でした。また、一昨年の同条例の制定では、開発の抑制はしないとのことで施工前の調査が意味のないものになります。

宮水保存調査会は、このたびのマンション建設設計画の開示を求めましたが応じてくれません。

過去においては、東町一丁目や石在町での高層住宅建築計画の宮水層での脆弱な地盤による頓挫を余儀なくされ、臨港線での四階建物が、着工後地下水の噴出で急遽（きゅうきょ）二階建物への変更を余儀なくされている。用海線を10トン車が通るだけで、民家に振動が発生するほどぜい弱な地盤だ。開発事業に宮水保全条例適用時に新設の市担当部署が、施工者に事前に宮水の調査を義務付けその指導・監督を行い枯渴、汚濁防止策を講じることと、市民に通知される体制の整備が市民や施工者のためになります。しかしながら、地下水水脈の影響について管轄する部局がありません。再開発業者と宮水保存調査会と済川（すみかわ）研究所の三者だけで処理されています。三者共に民間組織で、しかも済川研究所だけが市内の宮水保全般を受け持つことは検査会社の独占より競争原理で動くべきところを阻害している。市のどの部局も開発行為の事前調査の妥当性に関与しないことは、公正であることが担保されない。

宮水の流域は夙川上流、愛宕山近辺及び西宮北口周辺の三流域から宮水採取区域で合流ブランドされ灘の酒と呼べる水質になっている。昔の甲東村、芦原村、大社村及び夙川周辺が該当すると思料される。

灘の酒と言えば、宮水が周く知られています。現在では、酒造業では人工的に宮水と同一のものを使っているそうですが観光用に宮水井戸を作っている。西宮の酒造りの歴史的自然遺産と表現しているのであろう。

また、この地下水調査は地盤調査にも該当することから、建築基準法施行令第38条1項の

基礎杭が地盤の良好なところに達することの保証になり市民に開示するべきことである。

我が石在町では、先人たちが伊藤忠不動産の高層住宅建設計画や酒蔵通りの社員住宅や酒造会社のトランクルームなどの建設で協議を重ね西宮市の歴史的遺産の宮水と現在の良き環境を守つてきました。

都市ブランド発信課が、酒蔵ルネッサンスとして歴史ある西宮の酒をアピールしているが、市域全体の地下水を守るために行政としてももっと本質的な保存をするべきでしょう。

さらに、宮水は生活用水としても大きな役割を担っています。既述の通り先の震災の時は、宮水が命の水として大いに貢献しています。

現行の宮水保全条例では、開発ありきのための事前調査であり、業者と市だけがその調査結果を知りうるが、この改正で市民にとって安心安全の街西宮市に資するものと存じます。

陳情事項

1.担当部局を新設又は既設部局に以下の指導・監督権限を付与すること

開発行為が地下水水脈に悪影響を未然に防止するため全市域の施工予定案件が地下水の悪影響

を未然に防ぐための地下水調査方法検討などとその結果での対策

開発行為が悪影響があると認めたときは改善又は開発差し止めを行うことができる

2.開発行為に義務付けされている説明会で住民の意見を聞き、その調査の結果と汚濁や枯渇防止

対策を市民に周知させること

3.西宮市は宮水を歴史的遺産かつ防災水資源として貴重なものと認識し、宮水保存調査会が市民の日常生活用水としても配慮するための条例改定をすること

補充文

住民の意見をなぜ聞くべきかは、石在町の5番では赤水で6番では清浄な水に震災で変わっているが、済川研究所はそこまで把握していません。

また、済川研究所では高層建物の地下水影響調査では、建てられるようにいかようにもするとのことで、先代とは方針に変化が見られることです。施工業者と住民との間での中立性に疑念があります。住民サイドでの地下水影響調査を行っていません。